

○南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱

平成20年3月6日
告示第23号

(趣旨)

第1条 この告示は、住民のアスベストによる被害を未然に防止するため、既存建築物の所有者等が行うアスベスト改修事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、[南アルプス市補助金等交付規則\(平成15年南アルプス市規則第43号\)](#)に規定するもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

(1) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が、当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものをいう。

(2) 補助対象建築物 本市の区域内に存する建築物(附属する電気室、機械室等を含む。)をいう。ただし、除却する予定のものを除く。

(3) 敷地 [建築基準法施行令\(昭和25年政令第338号\)第1条第1号](#)に規定する敷地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、市内に補助対象建築物を所有する所有者等で、市税を滞納していないものとする。

(補助対象事業及び補助金額)

第4条 補助金の交付を受けることのできる対象事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象建築物に係る次に掲げる事業とする。ただし、既にこの告示により補助金の交付を受けている事業又は国若しくは地方公共団体からこの告示と同様の補助金の交付を受けている事業は除く。

(1) 調査事業 吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査

(2) 除去等事業 吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み

2 補助金の交付の対象となる対象経費及び補助金額は、[次の表](#)のとおりとする。

補助対象事業	対象経費	補助金額
調査事業	補助対象建築物が存する敷地における調査事業に要する費用を合計した額	補助対象経費の10分の10以内の額とする。ただし、25万円を上限とする。
除去等事業	補助対象建築物が存する敷地における除去等事業に要する費用を合計した額	補助対象経費の3分の2以内の額とする。ただし、400万円を上限とする。

3 [前項](#)で定める補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付申請書([様式第1号](#))に関係書類を添え市長に提出しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定通知書([様式第2号](#))により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、[前項](#)の審査により補助金を交付すべきでないと認めるときは、アスベスト飛散防止対策事業費補助金不交付通知書([様式第3号](#))により当該申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更、中止又は廃止)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業を変更(軽微な変更を除く。)、中止又は廃止をするときは、速やかにアスベスト飛散防止対策事業(変更・中止・廃止)承認申請書([様式第4号](#))に関係書類を添え市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、[前項](#)の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、アスベスト飛散防止対策事業(変更・中止・廃止)承認通知書([様式第5号](#))により変更、中止又は廃止を承認したことを当該補助事業者に通ずるものとする。

(完了期日の変更の報告)

第7条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難なときは、速やかにアスベスト飛散防止対策事業完了期日変更報告書([様式第6号](#))を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(完了実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに、アスベスト飛散防止対策事業完了実績報告書(様式第7号)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合において、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付確定通知書(様式第8号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けた日から起算して10日以内にアスベスト飛散防止対策事業費補助金支払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領について、工事の契約を締結した施工業者に委任する場合(以下この条において「受領委任払」という。)は、アスベスト飛散防止対策事業費補助金受領委任払請求書(様式第9号の2)によるものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。この場合において、受領委任払により工事の契約を締結した施工業者に補助金の交付があったときは、補助事業者に補助金の交付があったものとみなす。

(補助金の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件に違反したとき。
- (3) この告示及び補助対象事業の実施において遵守すべき法令等に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、アスベスト飛散防止対策事業費補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(立入り検査等)

第13条 市長は、補助金の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に補助対象建築物等に立ち入らせ、関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、必要な措置をとることを命じるものとする。

(書類の整理等)

第14条 補助事業者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年1月28日告示第4号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月28日告示第137号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月22日告示第66号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、第2条の規定による改正前の南アルプス市防犯灯設置事業費補助金交付要綱、第3条の規定による改正前の南アルプス市市民税減免要綱、第4条の規定による改正前の南アルプス市市税延滞金減免要綱、第5条の規定による改正前の南アルプス市市税滞納処分執行停止事務取扱要

綱、第6条の規定による改正前の南アルプス市高等技能訓練促進費等事業実施要綱、第7条の規定による改正前の南アルプス市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、第8条の規定による改正前の南アルプス市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱、第9条の規定による改正前の南アルプス市多子軽減措置に伴う償還払による障害児通所給付費支給要綱、第10条の規定による改正前の南アルプス市国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱、第11条の規定による改正前の南アルプス市介護保険給付制限等事務取扱要綱、第12条の規定による改正前の南アルプス市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払い制度実施要綱、第13条の規定による改正前の南アルプス市介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費受領委任払い制度実施要綱、第14条の規定による改正前の南アルプス市未熟児養育医療給付実施要綱、第15条の規定による改正前の南アルプス市粗大ごみ運搬支援事業実施要綱及び第16条の規定による改正前の南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和4年7月20日告示第152号)

この告示は、公布の日から施行する。

[様式第1号\(第5条関係\)](#)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

(あて先)南アルプス市長

申請者住所
氏名 ㊟
(法人の場合は担当者名)
電話番号

アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付申請書

南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第5条第1項に基づき、次のとおり申請します。

なお、補助対象建築物の所在及び所有関係を確認するために南アルプス市が住民基本台帳、固定資産課税台帳等について照合を行うことに同意します。

- 1 事業の内容
- 2 事業の着手予定年月日 年 月 日
- 3 事業の完了予定年月日 年 月 日
- 4 補助対象建築物の棟数 棟
- 5 調査事業又は除去等事業の対象面積 概ね m^2
- 6 交付申請額 円
- 7 交付申請額の算出方法等

補助対象経費の額 A		円
補助基本額 B	調査事業の場合 ($B=A \times 10 / 10$)	円
	除去等事業の場合 ($B=A \times 2 / 3$)	円
補助限度額 C	調査事業の場合	250,000円
	除去等事業の場合	4,000,000円
交付申請額(B又はCのいずれか少ない額)		円

(注) 1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

8 補助対象建築物の概要(1棟毎に記入して下さい。)

棟番号()

名 称		
所 在 地		
用 途		
構造・規模	構 造	造
	階 数	地上 階 地下 階
	延 べ 面 積	m ²
調査事業又は除去等事業を行う場所(室名等)		
調査事業又は除去等事業の対象面積		概ね m ²

(注) 補助対象建築物の棟数が2棟以上の場合は、コピーして記入し、添付してください。

9 添付書類

- (1) 位置図(補助対象建築物の敷地の位置がわかるもの)
- (2) 配置図(補助対象建築物の位置がわかるもの)
- (3) 平面図(調査事業又は除去等事業を行う場所がわかるもの)
- (4) 現況写真(補助対象建築物外観、調査事業又は除去等事業を行う場所同所の吹付けアスベストの状況が判断できるもの)
- (5) 吹付けアスベスト等の存在を証明する調査結果報告書の写し(除去等事業の場合)
- (6) 調査仕様又は工事仕様のわかる書類及び見積書
- (7) 市税納税証明書
- (8) 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本
- (9) 区分所有者の団体又は管理者の場合は、組規約及び当該申請に係る議事録
- (10) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名 様

南アルプス市長



アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで、申請のあったアスベスト飛散防止対策事業費補助金申請について、次のとおり交付決定したので、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

- 1 事業の内容
- 2 交付決定額 円
- 3 補助対象建築物の名称
- 4 補助対象建築物の所在地
- 5 その他の内容 補助金交付申請書のとおり
- 6 補助の条件
 - (1) 補助金の交付決定の内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助対象事業を行ってください。
 - (2) 補助対象事業を変更、中止又は廃止するときは、速やかに市長に申請し、その承認を受けてください。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けてください。
 - (4) 補助対象建築物は、補助対象事業完了後少なくとも5年間は除却することができません。ただし、公益上の理由その他特別の理由があり市長がこれを認めたときは、この限りではありません。
 - (5) 次に掲げる事項に該当するときは、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じます。
 - ① 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。
 - ② 交付を受けた補助金を他用途に使用したとき。
 - ③ 交付決定の内容又は付された条件等に違反したとき。
 - ④ 補助対象事業の実施において遵守すべき法令等に違反したとき。
 - (6) 補助金の執行の適正を期するため、必要がある場合は立入検査等を実施します。

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名 様

南アルプス市長



アスベスト飛散防止対策事業費補助金不交付通知書

年 月 日付で、申請のあったアスベスト飛散防止対策事業費補助金申請について、次の理由により交付しないことに決定しましたので、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

補助金を交付しない理由

(教示)

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に審査請求することができます。

様式第4号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

(あて先)南アルプス市長

申請者住所
氏名 ㊟
(法人の場合は担当者名)
電話番号

アスベスト飛散防止対策事業(変更・中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け第 一 号により補助金の交付決定を受けたアスベスト飛散防止対策事業を(変更・中止・廃止)したいので、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

- 1 補助の内容
- 2 補助対象建築物の所在地
- 3 (変更・中止・廃止)する補助対象建築物の名称
- 4 (変更・中止・廃止)する内容及びその理由
- 5 中止の期間及び再開の時期(廃止の時期)
- 6 添付書類(変更の場合)
 - (1) 別紙
 - (2) 補助金交付申請書に添付した書類のうち変更に係わるもの(変更前後の対比がわかるもの)

(注1) 1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。
(注2) 変更の場合、2、3及び4は「別紙のとおり」と記入して下さい。

別紙

1 補助対象事業の概要

事業の期間	(年 月 日～ 年 月 日) (年 月 日～ 年 月 日)
補助対象建築物の棟数	(棟) (棟)
調査事業又は除去等事業の対象面積	(m ²) (m ²)
交付申請額	(円) (円)
交付申請額の算出方法等	補助対象経費の額 A (円) (円)
	補助基本額 B 調査事業の場合 (B=A×10/10) (円) (円)
	除去等事業の場合 (B=A×2/3) (円) (円)
	補助限度額 C 調査事業の場合 250,000円
	除去等事業の場合 4,000,000円
	交付申請額(B又はCのいずれか少ない額) (円) (円)

(注) 上段に括弧書きで変更前の、下段に変更後の額等を記入してください。

2 変更の項目、内容及び理由

補助対象建築物名称	変更項目	変更前	変更後	変更理由

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名 様

南アルプス市長



アスベスト飛散防止対策事業(変更・中止・廃止)承認通知書

年 月 日付で、申請のあったアスベスト飛散防止対策事業(変更・中止・廃止)について、次のとおり承認したので、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 補助の内容

2 変更交付決定額

円(差引き増減額

円)

3 承認の内容

4 承認の理由

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

アスベスト飛散防止対策事業完了期日変更報告書

(あて先)南アルプス市長

申請者 住 所
氏 名 ㊟
(法人の場合は担当者名)
電話番号

年 月 日付け第 一 号で補助金の交付決定を受けたアスベスト飛散防止対策事業の完了期日を変更したいので、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

- 1 補助の内容
- 2 補助対象建築物の所在地
- 3 交付決定通知に付された事業の完了期日
年 月 日
- 4 変更すべき事業の完了期日
年 月 日
- 5 変更の理由
- 6 添付書類
 - (1) 工程表
 - (2) 写真等工事の進捗状況を把握できるもの

(注) 1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

様式第7号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

(あて先)南アルプス市長

申請者 住 所
氏 名 ㊟
(法人の場合は担当者名)
電話番号

アスベスト飛散防止対策事業完了実績報告書

年 月 日付け第 一 号で補助金の交付決定を受けたアスベスト飛散防止対策事業が完了したので、南アルプス市補助金等交付要綱第8条の規定により報告します。

1 事業の内容

2 補助対象建築物の所在地

3 補助金の交付決定額及び精算額

補助金の交付決定額 円
補助金の精算額 円

4 精算額の算出方法等

補助対象経費の額 A		円
補助基本額 B	調査事業の場合 ($B=A \times 10 / 10$)	円
	除去等事業の場合 ($B=A \times 2 / 3$)	円
補助限度額 C	調査事業の場合	250,000円
	除去等事業の場合	4,000,000円
精算額(B又はCのいずれか少ない額)		円

5 補助対象事業の実施期間

自 年 月 日
至 年 月 日

6 調査事業又は除去等事業の対象面積 m²

7 添付書類

- (1) 補助金交付決定通知書及び変更承認通知書(変更がある場合)の写し
- (2) 調査結果報告書の写し(調査事業の場合)
- (3) 主任技術者及び石綿作業主任者の署名の入った工事結果報告書(除去等事業の場合)(別紙)
- (4) 事業実施写真(工事着手前及び完了後の状況が対比してわかるもの。調査事業にあつては分析標本の採集中のもの。)
- (5) 工事契約書(除去等事業の場合)及び領収書の写し
- (6) 大気汚染防止法、廃棄物処理法、建設リサイクル法又は石綿障害予防規則に基づき必要に応じて提出した届出書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(注) 1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

別紙

工 事 結 果 報 告 書

次の建築物については、記載の内容のとおり、関係法定等に基づきアスベスト飛散防止工事を適正に行ったことを証します。

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 工事の内容
- 4 法令等の規定により提出した届出等
- 5 施工時に適用した基準等
年 月 日

報告者	住	所	
	施 工 業 者 名		㊟
	主任技術者氏名		㊟
	石綿作業主任者氏名		㊟
	(下請負の場合は会社名)	

(注1) 3には、除去、封じ込め又は囲い込みの別を記入して下さい。

(注2) 4には、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(「廃棄物処理法」)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(「建設リサイクル法」)、石綿障害予防規則の規定により行った届出等の根拠条項を記入して下さい。

例：〇〇届(〇〇法第〇条〇項)

(注3) 5には、上記法令等及び建築基準法の規定を踏まえて作成された基準等であって、この工事の施工で適用したものを記入して下さい。

例：既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針(2006)

様式第8号(第9条関係)

第 号
年 月 日

申請者
住所
氏名 様

南アルプス市長



アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあったアスベスト飛散防止対策事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 事業の内容

2 補助対象建築物の所在地

3 補助金の確定額

補助金の確定額	円
補助対象事業費	円

4 その他

年 月 日までに補助金の交付請求書を提出してください。

様式第9号(第10条関係)

年 月 日

(あて先)南アルプス市長

申請者 住 所
氏 名 ㊟
(法人の場合は担当者名)
電話番号

アスベスト飛散防止対策事業費補助金支払請求書

年 月 日付け第 一 号で補助金の額の確定を受けたアスベスト飛散防止対策事業について、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により補助金を請求します。

1 事業の内容

2 補助対象建築物の所在地

3 支払請求額 円

4 支払方法

振込先

金融機関名	預金種別	口座番号	フリガナ 口座名義人
	普通・当座		

5 添付書類

(1) 補助金の額の確定通知書の写し

(注1) 1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

(注2) 記入機関名は本店支店名まで記入して下さい。

(注3) 預金種別は該当するものを○で囲んで下さい。

年 月 日

(宛先) 南アルプス市長

申請者住所

氏名 ㊟
(法人の場合は担当者名)
電話番号

アスベスト飛散防止対策事業費補助金受領委任私請求書

年 月 日付け第 一 号で補助金の額の確定を受けたアスベスト飛散防止対策事業について、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第10条第1項ただし書きの規定により補助金を請求します。

なお、この請求による補助金の受領に係る権限については、次の受任者に委任します。

1 事業の内容

2 補助対象建築物の所在地

3 支払請求額 円

4 受任者 所在地 ㊟
施工者名
代表者氏名

5 振込先

金融機関名	預金種別	口座番号	フリガナ 口座名義人
	普通・当座		

6 添付書類

(1) 補助金の額の確定通知書の写し

(注1) 1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

(注2) 金融機関名は本店支店名まで記入して下さい。

(注3) 預金種別は該当するものを○で囲んで下さい。

様式第10号(第11条関係)

第 号
年 月 日

申請者
住所
氏名 様

南アルプス市長



アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 一 号で交付決定したアスベスト飛散防止対策事業費補助金については、次の理由により(全部又は一部)の補助金を取消すこととしたので、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

- 1 事業の内容
- 2 補助対象建築物の所在地
- 3 補助金取消額 円
- 4 取消しの理由

(教示)

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に審査請求することができます。

[様式第11号\(第12条関係\)](#)

様式第11号(第12条関係)

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名 様

南アルプス市長



アスベスト飛散防止対策事業補助金返還命令書

年 月 日付け第 一 号でその(全部又は一部)を取消したアスベスト飛散防止対策事業費補助金については、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第12条の規定により補助金の返還を命じます。

- 1 事業の内容
- 2 補助対象建築物の所在地
- 3 返還金額 円
- 4 返還期日 年 月 日